

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止

〃

- 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

- 保安林の指定の解除の廃止

〃

- 道路の区域変更

道路整備課

- 〃

〃

- 道路の供用開始

〃

### 【公告】

- 基本測量の実施

監理課

- 公共測量の終了

〃

- 〃

〃

### 【警察本部】

- 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正

生活安全企画課

### 【収用委員会】

- 岡山県収用委員会事務処理規程の一部改正

収用委員会

（県例規集登載）

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年三月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社成峰	新見市高尾232-2	訪問看護ステーションWITH	新見市高尾232-2	R4.2.1

◎岡山県告示第百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年三月十五日

施術所を開設している施術者

岡山県知事 伊原木 隆 太

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
佐和 幸賢	佐和治療院	苫田郡鏡野町興津5-5-7	R4.1.31

◎岡山県告示第百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年三月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
笠岡市用之江字唐松山二一七、二一八の一、二一八の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字唐松山二一七・二一八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年3月15日 岡山県公報 第12378号

◎岡山県告示第百十四号

平成十六年岡山県告示第三十五号（保安林の指定の解除）は廃止する。

令和四年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

# 令和4年3月15日 岡山県公報 第12378号

◎岡山県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高山芳井線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市川上町仁賀字坂根六二三三番一地从先から 高梁市川上町仁賀字坂根六二二八番三地从先を経て 高梁市川上町仁賀字足谷六二〇二番一地从先まで	新	四四・四〇 五一・二〇	四八・五〇
高梁市川上町仁賀字坂根六二三三番一地从先から 高梁市川上町仁賀字坂根六二二八番三地从先を経て 高梁市川上町仁賀字足谷六二〇二番一地从先まで	旧	四四・四〇 五一・二〇	四八・五〇

# 令和4年3月15日 岡山県公報 第12378号

◎岡山県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、令和四年三月三十一日から施行する。  
 その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北木島線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
笠岡市北木島町字豊浦九七六八番五八地 先から	新	五・一 二八・〇	七〇八・〇
笠岡市北木島町字根淵一〇三六四番七〇 地先を経て	新	五・一 二八・〇	七〇八・〇
笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先まで	新	二・八 一〇・〇	六七八・〇
笠岡市北木島町字豊浦九七六八番五八地 先から	旧	五・一 二八・〇	七〇八・〇
笠岡市北木島町字根淵一〇三六四番七〇 地先を経て	旧	五・一 二八・〇	七〇八・〇
笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先まで	旧	二・八 一〇・〇	六七八・〇

令和4年3月15日 岡山県公報 第12378号

◎岡山県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	高山芳井線	高梁市川上町仁賀字坂根六二三三番一地先から 高梁市川上町仁賀字坂根六二二一番三地先まで	令和四年三月十五日



令和4年3月15日 岡山県公報 第12378号

(一〇二) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。  
令和四年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市、赤磐市、美作市、和気町	測量区域
基本測量(空中写真撮影、オルソ作成)	測量の種類
令和四年四月十二日から令和五年三月三十一日まで	測量期間

令和4年3月15日 岡山県公報 第12378号

〔一〇三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

旭川中上流域	測量区域
公共測量（空中写真測量、数値地形図作成）	測量の種類
令和四年二月二十五日	終了年月日

令和4年3月15日 岡山県公報 第12378号

〔一〇四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
赤磐市全域	公共測量（写真地図（レベル一〇〇〇））	令和四年二月二十八日

# 令和4年3月15日 岡山県公報 第12378号

## ◎岡山県警察告示第十六号

平成十八年岡山県警察告示第十二号（簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報（指定）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十五日

岡山県警察本部長 檜 垣 重 臣

本則の表猟銃等講習会初心者課程考査の項の次に次のように加える。

クロスボウ講習会初心者課程考査	得点	考査結果の発表の日から一月間	生活安全部生活安全企画課
-----------------	----	----------------	--------------

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県収用委員会訓令第一号

岡山県収用委員会事務局

岡山県収用委員会事務処理規程（平成十二年岡山県収用委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十五日

岡山県収用委員会

会長 奥田隆之

第五条第二項中「岡山県公印管守規程（昭和二十七年岡山県訓令第五十七号）」を「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）」に改める。  
別表第一中

十二 法第三百三十八条第一項において準用する前各号に掲げる事務

を

十二 法第三百三十八条第一項において準用する前各号に掲げる事務

十三 委員会の規則、訓令及び規程の改正のうち軽易なもの

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。